

水質基準表（平成15年厚生労働省令第101号で定める項目及び基準値）

項目	基準値	全項目検査		保健所等で実施されていた井戸水検査項目	
		塩素消毒		熊本	福岡
		なし	あり	11項目	13項目
1 一般細菌	1mlの検水で形成される集落数が100以下	●	●	●	●
2 大腸菌	検出されないこと	●	●	●	●
3 カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	●	●		
4 水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下	●	●		
5 セレン及びその化合物	0.01mg/L以下	●	●		
6 鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	●	●		
7 ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下	●	●		
8 六価クロム化合物	0.02mg/L以下	●	●		
9 亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	●	●	●	●
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.01mg/L以下	●	●		
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	●	●	●	●
12 フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下	●	●		
13 ホウ素及びその化合物	1.0mg/L以下	●	●		
14 四塩化炭素	0.002mg/L以下	●	●		
15 1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	●	●		
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	●	●		
17 ジクロロメタン	0.02mg/L以下	●	●		
18 テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	●	●		
19 トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	●	●		
20 ベンゼン	0.01mg/L以下	●	●		
21 塩素酸	0.6mg/L以下		●		
22 クロロ酢酸	0.02mg/L以下		●		
23 クロロホルム	0.06mg/L以下		●		
24 ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下		●		
25 ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下		●		
26 臭素酸	0.01mg/L以下		●		
27 総トリハロメタン	0.1mg/L以下		●		
28 トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下		●		
29 ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下		●		
30 ブロモホルム	0.09mg/L以下		●		
31 ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下		●		
32 亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下	●	●		
33 アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下	●	●		
34 鉄及びその化合物	0.3mg/L以下	●	●		●
35 銅及びその化合物	1.0mg/L以下	●	●		
36 ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下	●	●		
37 マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下	●	●		
38 塩化物イオン	200mg/L以下	●	●	●	●
39 カルシウム、マグネシウムなど（硬度）	300mg/L以下	●	●		●
40 蒸発残留物	500mg/L以下	●	●		
41 陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	●	●		
42 ジェオスミン	0.00001mg/L以下	●	●		
43 2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下	●	●		
44 非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	●	●		
45 フェノール類	フェノールの量に換算して、0.005mg/L以下	●	●		
46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L以下	●	●	●	●
47 pH値	5.8以上8.6以下	●	●	●	●
48 味	異常でないこと	●	●	●	●
49 臭気	異常でないこと	●	●	●	●
50 色度	5度以下	●	●	●	●
51 濁度	2度以下	●	●	●	●

* 保健所等で実施されていた項目については、地域性を考慮して設定されています。
（主にし尿等の汚染を確認するとともに、水の性状を把握できます。）